

## 町内会活動における『個人情報』の取扱いについて

### ～講演会のご案内～

札幌総合法律事務所では、『個人情報保護法』の施行により生ずる問題点や解決策についての講演会・勉強会などを平成17年から行ってきました。

個人情報の取扱いは、取り扱う団体によって様々なケースがあり、平成17年の個人情報保護法施行後、未だに疑問点がありお困りの団体が数多くあると思われます。

当事務所は、講演会・勉強会を通じて各団体の疑問にできるだけお応えし運営の協力をさせていただいております。町内会における個人情報の取り扱いについての講演も、ご要望にお応えし実績があります。

「個人情報の扱いについて疑問がある・わからないので講演会を依頼したい」といったことがありましたら、弁護士石川和弘までお気軽にお問合せください。（石川弁護士は、個人情報保護法の講演会を道内各地で行っており、200回以上の実績があります）

講演会の依頼は、町内会単位でもご要望により行います。また、個人情報関連以外にも、消費者被害（主に欠陥住宅関連）の講演も承ります。日程、費用についてはお気軽にお問合せ下さい。

#### ≪講演の内容（町内会関連）≫

- ①「個人情報保護法」～個人情報保護法の傾向とその対策～
- ②「町内会として知っておきたい個人情報保護法のポイント」
- ③「町内会における個人情報保護と消費者被害の対応」

#### ≪講演会で出た質問の例です≫（他にもたくさんありますが、代表的な質問です）

- Q. 町内会において家族カード記入事項で、生年月日・性別は問題ないか？
- Q. 個人情報セキュリティポリシーを町内会規約に盛り込む場合の例を教えてください
- Q. 会員名簿（住所・氏名・電話番号が掲載）を会員に配布しているが、会員はどの程度の情報保護義務を負うのか？
- Q. 町内会がこれまでに保有している個人情報データで、過去の家族カードなどはどのように取り扱うべきか？廃棄の年限など教えてください。
- Q. 福祉活動や災害時の緊急連絡について個人情報を利用したいが可能か？  
また、高齢者や独居老人などの情報はどの程度聞いても良いのか？（病気など）

個人情報に関する講演会のお問い合わせは、

**(011) 281 - 8817** (ダイヤルイン)

札幌総合法律事務所 **弁護士 石川和弘** まで、お気軽にお問合せください。



SAPPORO SOGO LAW OFFICE

札幌総合法律事務所